



## E.S.R.C. ツーリング実施規定

### 第1条 (目的)

この規定はツーリングにより会員相互の親睦を深めることおよび、会員の見聞を広めあわせて資質の向上を目的とする。

### 第2条 (準備)

- (1) E.S.R.C. 役員（以下役員）はツーリングの実施にあたり、見学場所（目的地ともいう）・走行ルートを協議の上決定する。
- (2) 役員は見学場所および走行ルートの選定にあたり、一般会員の意見を聞くことができる。
- (3) 走行ルートの設定は机上で行ったあと、可能な限り実走行を事前に行い机上との差違を確認しておく。
- (4) 走行ルート確認者は地図を作成し、公式サイト担当者に電子データにて送付する。
- (5) 公式サイト担当者は地図受領後速やかに、公式サイトにて地図を公開し参加者が閲覧およびダウンロードを行える様にする。

### 第3条 (参加者)

- (1) 参加者は原則として E.S.R.C. 会員のみとする。  
ただし役員が承認した者はこの限りではない。
- (2) 参加希望者は役員が指定する方法で指定日までに、参加表明を行わなければならない。
- (3) 参加表明者であってツーリング当日の不参加の場合、実費を請求する場合がある。
- (4) E.S.R.C. 事務局は、ツーリング参加人員が確定したのち保険に加入する。

### 第4条 (走行)

- (1) 参加者は道路交通法等関係法令を遵守し、適切な方法で走行し事故防止に努めること。  
また道路運送車両の保安基準に定められた基準に適合した車両を使用しなければならない。
- (2) 参加者は不測の事故に備え、安全な服装・装備で乗車すること。  
走行時の隊列は千鳥隊列を原則とする。
- (3) 信号等により隊列が分断された場合、前走車群は安全な場所に待機すること。  
また後続車群は、前走車両へ合流しようとして無理に追走しないこと。

### 第5条 (事故等の対応)

- (1) ツーリング参加者が事故に遭った場合、道路交通法第72条第1項に従い、適切な措置をとること。
- (2) 事故が発生した場合、二次災害防止措置をとったうえ、負傷者の確認を行い救急要請を行う等適切に処理する。

(3) いかなる事故の場合も門真自動車教習所および E.S.R.C. は損害賠償の責を負わない。

## 第6条（観光）

目的地では一般観光客等の迷惑になることは行わないこと。

ゴミの不法投棄等社会人として不適切な行為をしないこと。

## 第7条（中止基準）

昨今の天気象状況を鑑み、臨機応変に対応し、実施の有無をホームページにて前日または当日あるいは両日にお知らせいたします。

ツーリング実施前日夕方の気象台発表によって、下記の通り定める。

- a. 前日発表降水確率予報 40% 以上 中止
- b. 前日発表降水確率予報 30% 以上 翌日一番の予報にて判断（cへ判断繰越）
- c. 当日一番の降水確率予報 30% 以上 中止

## 第8条（疑義）

本規定の改廃は役員会の議を経て、役員会で決定する。

## 第9条（施行期日）

本規定は平成 20 年 3 月 1 日より実施する。

平成 20 年 1 月 6 日 制定

平成 21 年 1 月 1 日 改定

平成 26 年 9 月 8 日 一部改定